

## 環 境 方 針

### 1 基本理念

山科区は、京都市の東に位置し、西、北及び東の三方を山なみに囲まれ、多くの河川に恵まれ、数々の歴史や文化にあふれたまちをつくっています。

山科区役所においては、京都市が策定した、「新京都市環境管理計画」（平成8年）「京都市環境基本条例」（平成9年）に基づき各施策・事業を推進し、環境に配慮した率先行動を取り組むため、「京都市役所エコオフィスプラン」（平成9年5月）を遂行すると同時に、区役所職員に、環境配慮の行動を徹底させるために、区役所総合庁舎内での業務活動に、国際規格である環境マネジメントシステムISO14001の認証取得を行うことになりました。

今後は、こうした取組を『山科区フロンティア計画』—山科区基本計画—に反映させ、当区役所の事務事業に拡大するとともに、事業者、区民にも呼びかけ、環境の負荷の少ないまちづくりを進めてまいります。

### 2 環境方針

#### (1) 環境にやさしい循環型のまちづくりの推進をめざします。

京都市環境基本条例の理念である、健全で恵み豊かな環境を大切に継承し、率先して、総合庁舎内に環境マネジメントシステムを確立・運用し、環境にやさしい山科区の実現をめざします。

#### (2) 環境負荷低減の取組を総合的に推進します。

総合庁舎において、直接及び間接的に環境に与える影響を総合的に把握し、環境目的、環境目標を定め、定期的に見直し、環境負荷低減の取組を進めてまいります。また、下記の項目については、特に優先して取り組みます。

- ① コピー用紙使用量の抑制等の省資源を徹底します。
- ② 電気使用量の削減等の省エネルギーを推進します。
- ③ 廃棄物処分量の削減等のリサイクルを推進します。
- ④ 事務用品等のグリーン購入を推進します。
- ⑤ 区民に対する環境啓発を推進します。

#### (3) 全ての職員が一步一步着実に取り組みます。

職員が各自の事務活動を通じて、環境にやさしい行動が定着することをめざすため、研修等により、負荷低減の取組を一步一步着実に進め、環境保全の継続的な改善を図り、汚染の予防に努めます。

#### (4) 法規制、受け入れを決めた要求事項を遵守します。

環境に関連する法令及び受け入れを決めた要求事項を遵守し、継続的な環境保全に取り組めます。

#### (5) 環境方針を一般に公表します。

この環境方針は、全職員に周知徹底するとともに、庁内外に公表します。

平成11年9月1日

山科区長

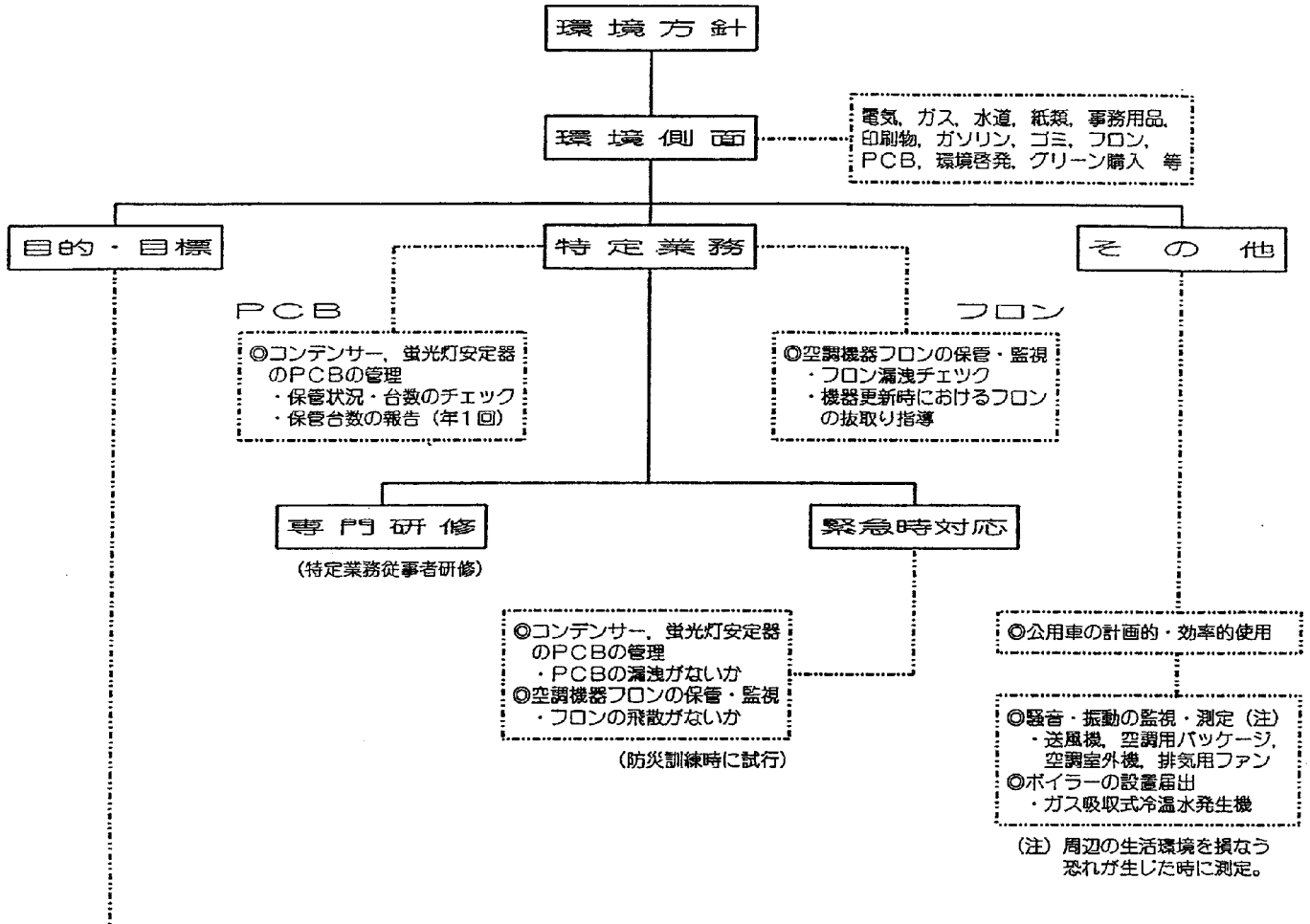
栗津治郎



～ 考えます 環境のこと 地球のこと ～

ISO14001 環境マネジメントシステム 企画総務課

(環境管理委員会事務局業務を除く)



<p><b>省エネ</b></p> <p>◎電気使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休時間の消灯、使わない部屋・箇所の消灯</li> <li>・エアコンの適正運転(執務室の温度)</li> <li>・コピー機の適正運転(リセット、節電モードの確認)</li> <li>・ワープロ、パソコン等の電源(電源オンのまま放置しない)</li> <li>・テレビ・ビデオの待機電力量の抑制(電源を切る)</li> <li>・電気使用量のチェック(毎月1回)</li> </ul> <p>◎ガス使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンの適正運転(執務室の温度)</li> <li>・湯沸器の効率的な使用</li> <li>・ガス使用量のチェック(毎月1回)</li> </ul>	<p><b>省資源</b></p> <p>◎コピー用紙等の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、縮小コピーの推進</li> <li>・片面使用済用紙の裏面の再利用</li> <li>・コピー機のカウンターのチェック(毎月1回)</li> </ul> <p>◎余剰配布物・印刷物の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布物・印刷物の状況調査</li> </ul> <p>◎節水の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出しっ放しはないか</li> <li>・水道使用量のチェック(2月に1回)</li> </ul>
<p><b>リサイクル</b></p> <p>◎ごみの分別排出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙の分別排出 (両面使用済用紙、新聞紙、秘密書類、ピラ等その他紙類)</li> <li>・空き缶・空き瓶・ペットボトルの分別排出</li> <li>・その他ごみ類の排出</li> <li>・その他ごみ類の庁舎全体の排出量について、毎日業者から報告を受け、集計(毎月1回)</li> </ul>	<p><b>環境啓発</b></p> <p>◎市民しんぶん区版による環境啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度は適宜、平成12年度からは定期的に実施</li> </ul> <p>◎ノーマイカーデーの啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長会等で周知(毎月1回)、実施状況の集約(3月に1回)</li> </ul> <p>◎グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振替物品における購入の促進</li> <li>・振替物品以外では、環境にやさしい製品を調査のうえ購入</li> <li>・グリーン購入の促進状況の集約(3月に1回)</li> </ul>